

長野県上伊那広域水道用水企業団水道用水供給事業に関する協定書

(昭和55年7月30日締結)

変更 平成4年1月8日
平成18年4月1日
平成24年4月1日
平成27年4月1日
令和5年3月30日

長野県上伊那広域水道用水企業団企業長(以下「甲」という。)と〇〇〇長〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、長野県上伊那広域水道用水企業団水道用水供給事業(以下「本事業」という。)の実施について、次のとおり協定する。

(事業主体)

第1条 甲は、本事業を行い、浄水を乙に供給し、乙は、これを受水して、乙の上水道により需要者に給水するものとする。

(事業計画)

第2条 本事業の計画目標年次及び供給開始予定年度は、次のとおりとする。

- (1) 計画目標年次 平成10年
(2) 供給開始予定年度 平成4年度

(供給水量及び配分量)

第3条 甲の供給する水道水の量は、1日最大46,500立方メートルとし、乙が供給を受ける1日最大水量〇〇〇〇立方メートルとする。ただし、甲が非常災害時等緊急やむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

$$* \left\{ \begin{array}{ll} \text{伊那市} = 23,700 \text{ 立方メートル} & \text{駒ヶ根市} = 8,600 \text{ 立方メートル} \\ \text{箕輪町} = 8,100 \text{ 立方メートル} & \text{南箕輪村} = 4,500 \text{ 立方メートル} \\ \text{宮田村} = 1,600 \text{ 立方メートル} & \end{array} \right.$$

第4条 削除

(供給料金の体系)

第5条 甲が乙に供給する浄水の料金は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第21条第2項の規定によるものとし、基本料金と水量料金を区分するものとする。

ただし、算出するための総括原価のうち変動的経費は、汚泥処理等の委託料、機械設備等の修繕費、動力費、薬品費とし、その他の経費を固定的経費とする。また原価計算期間は3年間とし、3年ごとの見直しをするものとする。

(1) 基本料金

基本料金は使用水量に関係なく原価計算期間における固定的経費の62%について定額制とし、1日最大給水量1立方メートルにつき1月単位で、次の算式により算出されたものとする。

$$1 \text{ 月当り基本料金} = \frac{(\text{固定的経費} - \text{営業外収益}) \times 62\%}{46,500 \text{ m}^3 \times 12 \text{ 月} \times \text{原価計算期間(年)}}$$

(2) 水量料金

水量料金は、原価計算期間における固定的経費の38%及び変動的経費について、使用水量1立方メートルにつき、次の算式により算出されたものとする。

$$1 \text{ m}^3 \text{ 当り水量料金} = \frac{(\text{固定的経費} - \text{営業外収益}) \times 38\% + \text{変動的経費}}{\text{原価計算期間の全使用水量}}$$

(3) 甲は、基本料金及び水量料金について、企業団の運営上特に必要と認める場合に限り、前各号の規定により算出された額にかかわらず、甲乙協議して決定した額とすることができる。

(供給料金の決定時期等)

第6条 供給料金の決定にあたっては、建設費・財源等の変動が予想されるため、供給開始の年度において算定し、乙との供給契約で定めるものとする。

(本事業の用水供給施設)

第7条 甲は乙に対し、水道用水供給のため必要な施設を建設するものとする。

2 乙は、甲から供給される水道用水を受けるために必要な施設を、甲の建設する水道用水供給施設の工事の完了するまでに建設するものとする。

(相互協力)

第8条 本事業の円滑な推進を図るため、本事業の施設に必要な用地取得及び補償問題については、甲、乙協力し解決に努力するものとする。

附 記

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、甲乙各1通を保有するものとする。

締結日 昭和55年7月29日(伊那市のみ7月30日付け)

甲	長野県上伊那広域水道用水企業団	企業長	三沢 功博
乙1	伊那市長		三沢 功博
乙2	駒ヶ根市長		竹村 健一
乙3	箕輪町長		桑沢 章
乙4	南箕輪村長		三沢 準
乙5	宮田村長		伊藤 浩

附 記 (平成7年4月1日変更)

締結日 平成4年1月8日

甲	長野県上伊那広域水道用水企業団	企業長	原 久夫
乙1	伊那市長		原 久夫
乙2	駒ヶ根市長		中原 正純
乙3	箕輪町長		井沢 通治
乙4	南箕輪村長		松村 寛
乙5	宮田村長		伊藤 浩

附 記 (平成18年4月1日変更)

締結日 平成18年3月27日

甲	長野県上伊那広域水道用水企業団	企業長	小坂 樫男
乙1	伊那市長		小坂 樫男
乙2	駒ヶ根市長		中原 正純
乙3	箕輪町長		平澤 豊満
乙4	南箕輪村長		唐木 一直
乙5	宮田村長		清水 靖夫

附 記 (平成 24 年 4 月 1 日変更)

締結日 平成 24 年 3 月 30 日

甲	長野県上伊那広域水道用水企業団	企業長	白鳥 孝
乙 1	伊那市長代理伊那市副市長	酒井 茂	
乙 2	駒ヶ根市長	杉本 幸治	
乙 3	箕輪町長	平澤 豊満	
乙 4	南箕輪村長	唐木 一直	
乙 5	宮田村長	清水 靖夫	

附 記 (平成 27 年 4 月 1 日変更)

締結日 平成 26 年 11 月 25 日

甲	長野県上伊那広域水道用水企業団	企業長	唐木一直
乙 1	伊那市市長	白鳥 孝	
乙 2	駒ヶ根市長	杉本 幸治	
乙 3	箕輪町長	平澤 豊満	
乙 4	南箕輪村長代理南箕輪村副村長	原 茂樹	
乙 5	宮田村長	清水 靖夫	

附 記 (令和 5 年 4 月 1 日変更)

締結日 令和 5 年 3 月 30 日

甲	長野県上伊那広域水道用水企業団	企業長	白鳥政徳
乙 1	伊那市長	白鳥 孝	
乙 2	駒ヶ根市長	伊藤 祐三	
乙 3	箕輪町長代理箕輪町副町長	浦野 邦衛	
乙 4	南箕輪村長	藤城 栄文	
乙 5	宮田村長	小田切 康彦	